

戸籍事務の電算化が
スタートします

戸籍事務の迅速性、正確性の確保と窓口における市民サービスの向上のため、北秋田市に本籍を有するかたの戸籍をコンピュータ化し、平成22年2月27日からコンピュータによる戸籍事務を開始します。

戸籍制度は明治以来100年以上に亘り、国民の身分関係を証明する制度として現在まで続いている。

戸籍は和紙を用い手書きまたはタイプライターで作成されてきましたが、この方法は手作業で行うため戸籍届出から戸籍記載完了までに数日を要し、また証明書の発行にも多くの時間を要していました。

平成6年に戸籍法の一部が改正され、戸籍及び関連事務がコンピュータで管理することができるようになり、現在では全国の8割を超える自治体で電算システムが導入されています。コンピュータを利用することにより、戸籍の作成から証明発行にかかる時間が短縮され、戸籍簿などの重要簿冊も火災、盗難その他の災害に対する管理面における安全性の向上及び事務の効率化が図られます。

本書の字名表記については、コンピュータ化する時点の法務局の土地登記簿の字名に統一されま
す。このことにより、市では戸籍のコンピュータ
化にあわせて法務局の土地登記簿の字名と住民票
及び固定資産台帳等において微妙に表記の違う字
名について統一することとし、昨年10月に市内各
地区で調整を図り、その結果に基づき12月定例議
会等を経て、下表のとおり本年1月4日付けで表
記を変更しました。

「の」は町名や番地ではないので削除されます。

新田目字大野 82番地2
82番地の2

これまでと変わりなく各庁舎で受付、受理します。

各庁舎どこでも取得できます

これまでも各庁舎どこでも取得できましたが、専用ファックスを使用して申請書を送付し、各庁舎間でやりとりしなければいけなかったため時間がかかりました。これからはそれが不要となり、検索も容易に行えるようになることから交付時間が短縮されます。

(注) これまで使用されてきた戸籍は、平成改製原戸籍となり電算化時点において、婚姻・死亡等で除籍されているかたについては電算化後の戸籍には登録されません。そのため、このような事項が記録されている戸籍を必要とする場合は、「平成改製原戸籍」をご請求下さい。またこれらの戸籍については、新年度に電算化を予定していますので、ご了承下さい。

様式、名称等は次表のとおり変更になります。

※電算化による申請方法、手数料及び戸籍の証明内容等は変更ありません。

◎氏名の文字が変わります

戸籍の「氏」または「名」の文字は、常用漢字、人名用漢字などの「正字等」で記載することになっていました。皆様の戸籍をコンピュータに登録するにあたり氏名が誤字、書きぐせなどで記載されている文字については、使用できる正字等で記載します。該当される方には、2月上旬以降に通知しますので、ご確認をお願いします。

【旧様式】

戸籍謄抄本1通450円 除籍(平成改製原戸籍)謄抄本1通750円 申請の際は、これまでと同様に本人確認資料の提示が必要です。(運転免許証等写真真のあるもの以外は健康保険証等複数必要となります)



◎問合せ先
総合窓口課

市民班	862	1	1	1	4
合川総合窓口センター					
市民班	878	2	1	1	2
森吉総合窓口センター					
市民班	872	3	1	1	5
前田出張所	875	2	1	1	1
阿仁総合窓口センター					
市民班	882	2	1	1	2
大阿仁出張所	884	2	3	1	1